

学校法人愛知産業大学**役員及び評議員の報酬等に関する規程**

施行 令和7年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は学校法人愛知産業大学の寄附行為に基づき、理事長、学園長、理事及び監事（以下「役員」という）並びに評議員の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬及び手当

(理事長及び学園長の報酬)

第2条 理事長及び学園長の報酬は年俸制とし、次に定める額を上限に理事会において決定する。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 理事長報酬年額 | 1 6 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| (2) 学園長報酬年額 | 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円 |

2 前項の年俸額の1/2分の1を毎月支給する。

3 通勤費は、公共交通機関（新幹線指定席を含む。）を利用した実費を支給する。

4 理事長又は学園長が、職員を兼ねる場合は、同条第1項の年俸額から、当該職に係る報酬等を差し引いた額を支給する。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 理事報酬年額 | 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| (2) 監事報酬年額 | 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| (3) 評議員報酬年額 | 3 0 0 , 0 0 0 円 |

2 理事長、学園長及び職員が理事又は評議員を兼ねる場合は、前項の報酬は支給しない。

3 報酬は、毎年4月と10月に分けて支給する。

(手当及び交通費)

第4条 手当は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----|---------------|
| (1) 監事業務手当 | 1回 | 3 0 , 0 0 0 円 |
| (2) 会議手当 | 1回 | 6 0 , 0 0 0 円 |

- 2 理事長、学園長及び職員が理事又は評議員を兼ねる場合は、会議手当は2分の1とする。
- 3 監事業務手当は、その業務が連日にわたる場合は1日を1回として計算し、これを支給する。
- 4 監事業務手当及び会議手当は、その都度支給する。

(交通費)

第5条 監事業務及び会議に伴う交通費は、次のとおりとする。

1回 6,000円

- 2 理事長、学園長及び職員が理事又は評議員を兼ねる場合は、2分の1とする。

第3章 退職慰労金

(適用範囲)

第6条 退職慰労金は、学外の役員及び評議員に支給する。

(退職慰労金の算出)

第7条 理事長、学園長の退職慰労金は、退任時の報酬年額の12分の1を平均報酬月額とし、これに役員在任年数を乗じ、更に最終役位係数1.5を乗じて得た額とする。

- 2 前項を除く理事、監事及び評議員の退職慰労金は、退任時の報酬年額の6分の1を報酬基礎額とし、これに在任年数を乗じ、更に最終役位係数1.5を乗じて得た額とする。
- 3 役員及び評議員の在任年数は1か年単位とする。ただし、端数があるときは月割りとし、1か月未満は、1か月に切り上げる。
- 4 役員及び評議員が任期中に死亡又は、止むを得ない事情により退職したときは、任期中の残存期間は、在職月数に加算する。

(特別功労金)

第8条 学園の創設、その他特に功労顕著と認められる役員に対しては、前条により算出した額に、0.5以内の最終功労係数を乗じて得た額を、特別功労金として加算し、支給することができる。

(弔慰金)

第9条 役員及び評議員が任期中に死亡したときは、次の額を弔慰金として支給する。

- (1) 業務上の死亡 死亡時の報酬月額の24か月分
- (2) その他の死亡 死亡時の報酬月額の6か月分

(退職慰労金の支給)

第10条 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により役職の全てを退職した後2か月以内に支給する。

第4章 出張旅費等

(適用範囲)

第11条 第4章は、職員が理事又は評議員を兼ねる場合は、適用しない。

2 職員が理事又は評議員を兼ねる場合は、学園が別に定める出張規程を適用する。

(出張の区分)

第12条 出張は、愛知県外への日帰り出張及び宿泊出張の2種類とする。

(旅費の種類)

第13条 旅費の種類は、次の定めるとことによる。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

(旅費の計算)

第14条 交通費は、自宅を起点として最短距離の順路によって計算する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(利用交通機関)

第15条 出張が片道80km以遠にわたる場合は、新幹線を利用することができます。

(航空機の利用)

第16条 出張が片道500km以遠にわたる場合、又は特に緊急を要する場合は、航空機を利用することができます。

(タクシーの利用)

第17条 タクシーは、業務上緊急やむを得ない事情があるとき、又は交通機関の利用が非常に不便な地域である場合、利用を認めその実費を支給する。

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じて、別に定める区分に基づき支給する。

2 出張地のうち、東京都、札幌・仙台・さいたま・千葉・川崎・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・北九州及び福岡の各市を甲地とし、甲地以外を乙地とする。

(会議・業務手当)

第19条 会議・業務手当は、会議・業務に要した日数に応じて、別に定める区分に基づき支給する。ただし、宿泊を伴う場合であっても、1会議・業務日数に応じて支給するもので、業務開始前夜宿泊又は業務終了後宿泊日は支給しない。

第5章 補 則

(規程の改廃)

第20条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の

議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、現に在任する役員及び評議員については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで従前の規程を適用する。
- 2 学校法人愛知産業大学役員・評議員報酬規程、学校法人愛知産業大学理事長・学園長報酬規程、学校法人愛知産業大学役員及び評議員退職慰労金支給規程及び学校法人愛知産業大学役員・評議員旅費規程は、令和7年3月31日に廃止する。

別表

鉄道賃	宿泊費		会議・業務手当
	甲地	乙地	
グリーン車	15,000円	13,000円	60,000円